

被扶養者認定のための収入調査票

科研製薬健康保険組合

今後の収入がある方 および 失業給付を受給されていた方は必ず提出してください。添付書類が揃っていない場合は認定されません。

保険証番号	-	被保険者名		被扶養者名		記入日	年 月 日
-------	---	-------	--	-------	--	-----	-------------

収入内訳	計算式	金額	添付書類	
申請後の収入（＊以外年収）	勤労収入 (パート・アルバイトを含む)	給与年収=直近3ヵ月合計÷3×12+賞与 注1)	円	・直近3ヵ月の給与明細書のコピー ・昨年度の源泉徴収票のコピー
	不動産収入 (アパート、駐車場収入等)	所得=売上金額－売上原価－経費 注2)	円	・確定申告書(過去3年分) ・経費の内訳が確認できる書類 (収支内訳書等3年分)のコピー
	自営業収入 (営業、農業等)		円	
	公的年金収入	老齢・基礎(国民・厚生・共済)年金	円	・年金、恩給支給決定通知書のコピー
		遺族(国民・厚生・共済)年金	円	
		障害(国民・厚生・共済)年金	円	
		()年金基金	円	
		その他()年金	円	
	失業給付金 ＊	支給終了 年 月 日	円	・雇用保険受給資格者証のコピー(両面) ・離職票1と2のコピー
	傷害手当金 ＊	日額 円 年 月まで	円	・支給通知書等 給付を証明する書類のコピー
休業補償		円		
その他(家族からの援助を除く)		円		
家族からの援助	(続柄)から月額()×12	円	・振込通知書または 預金通帳のコピー(過去3ヵ月分)	
	(続柄)から月額()×12	円		
合計		円		

注1) 勤労収入: 給与、賞与とも、税控除前の総支給額。

注2) 不動産・自営業収入: 科研製薬健康保険組合では以下の科目は経費として認めておりません。

減価償却費、給料・賃金、地代家賃、専従者給与、接待交際費、福利厚生費、家計費、自宅の家賃、青色申告特別控除額等
所得が130万円未満でもあっても書類審査により判断します。

注3) 本人申告と事実が相違する場合は、扶養認定を取り消すとともに、医療費の精算が発生する場合がありますのでご注意ください。